

動物愛護管理に関する伊賀保健所の取組

■ 飼い主のいない猫の減少に向けた取組～TNR（※）活動等の推進～

伊賀保健所に収容される猫の殆どが飼い主のいない子猫です。

三重県では、収容された猫の殺処分数を減少させるため、譲渡事業を実施していますが、飼い主のいない猫の引取数を減少させる取組を行う必要があります。

猫は1年に3～4回、1回に2～5匹、子どもを出産することがあります。猫はとても繁殖力のある動物ですので、保健所による子猫の引取数を減少させていくためには、不妊・去勢手術の実施を推進していくことが重要です。

伊賀保健所では、平成26年度から公益財団法人どうぶつ基金の支援を受け、「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施。平成27年度からは、公益財団法人どうぶつ基金に加え、獣医師会伊賀支部の協力病院の支援も受けながら、この事業を実施しています。

【さくらねこ無料不妊手術事業実績（平成26年度～平成28年度）】

	オス	メス	合計
平成26年度	33匹	41匹	74匹
平成27年度	75匹	135匹	210匹
平成28年度	33匹	90匹	123匹

（※）_TNRとは、トラップ（捕獲）、ニューター（不妊・去勢）、リリース（元の場所に戻す）の略で、この取組により引取数の減少や生活環境被害の低減が期待できます。

■ 動物愛護週間事業の取組

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくために、毎年9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

三重県では、この動物愛護週間事業として、小中学校から動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品の巡回展示を実施しています。さらに平成25年度からは「動物愛護DAY in モクモク」も開催しています。

平成27年度の「動物愛護DAY in モクモク」の概要は、[こちら！](#)

■ 「いつも、いつしょ。だから、一生。」

人と動物が共生できる社会の実現には、動物を飼っている人、一人一人の心がけからです。

飼い主のモラル低下による苦情や隣人とのトラブルは残念ながら増加傾向にあります。人に迷惑をかけないように動物を飼うことは、飼い主としての義務です。犬や猫の健康と安全を守り、人と動物のよりよい関係を目指して、適正な飼育をお願いします。



[これから動物を飼う皆さんへのお知らせ](#)
[犬を飼っている皆さんへのお知らせ](#)
[猫を飼っている皆さんへのお知らせ](#)

ペットが迷子になってしまったときは？

飼っていた犬や猫がいなくなったり、逃げてしまったりしたときは、保健所にご連絡いただくほか、警察署又は市役所で保護されている場合もありますので、次までお問い合わせください。

一方、迷子の犬や猫を保護した方は、保健所、警察署又は市役所にご連絡ください。

保健所	衛生指導課	0595-24-8080
警察署	伊賀警察署 会計課	0595-21-0110
	名張警察署 会計課	0595-62-0110
市役所	伊賀市 市民生活課	0595-22-9638
	名張市 環境対策室	0595-63-7492

多くの犬や猫が保健所に収容されますが、飼い主のもとに戻ることができるのをごくわずかです。飼い主の責任として、例えば犬の首輪に鑑札、注射済票又は迷子札を付ける。また、猫にも同様に首輪に迷子札等を付けるようにしてください。また、マイクロチップも有効な手段のひとつです。

なお、県内で保護された犬の情報は、[三重県動物愛護管理センターのホームページ](#)で確認できますので参考にしてください。

■ 飼い犬の登録・狂犬病予防注射

飼い主は、犬を取得した日（若しくは生後90日を経過した日）から30日以内に登録することが狂犬病予防法で規定されています。また、生後91日以上の犬には、狂犬病の予防注射を毎年4月～6月の期間に1回受けさせなければいけません。

これらの犬の登録及び予防注射については、市役所までお問い合わせください。

市役所	伊賀市 市民生活課	0595-22-9638
	名張市 環境対策室	0595-63-7492

飼い犬の登録事項の変更があったときは？

犬の所在地や飼い主が変更になった場合は、手続きが必要になりますので、市役所にご相談ください。

■ 飼い犬の所在地が変わったとき

- 市内で転居した場合
市役所での手続きが必要です。
- 市内に転入してきた場合
新たな所在地の市役所で手続きをしてください。ただし、以前の所在地の市役所等で発行された鑑札を持参してください。
- 市外へ転出した場合
転出先の所在地である市役所等で手続きをしてください。

■ 飼い犬を譲ったとき、譲り受けたとき

新しい飼い主となつた方は、犬の所在地の市役所に届け出てください。その際には、以前の飼い主から譲り受けた鑑札と注射済票を持参してください。

■ 飼い犬が亡くなったとき

犬が死亡したときは、登録を抹消する手続きを市役所で行ってください。